特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和5年7月21(金) 午後2時00分~午後4時00分

2. 場 所 市川市役所第一庁舎5階 研修室

瀧上 信光 3. 出席委員 会 長 田口 安克 副会長 委 員 大野 京子 委 員 小林 俊之 芝田 弘一 委 員 塩田 喜美子 委 員 委員 鈴木 麻由美 委員 冨永 滋 戸村 節子 長尾 朋聡 委 員 委員 委 員 中田 和典 細川 ひろみ 委 員

委員 村松 祐 委員 森 紋子

4. 欠席委員 委員 知久 有美

5. 事務局 蛸島 総務部長 福田 総務部次長

 吉成
 職員課長
 米津
 議事課長

 西脇
 職員課主幹
 小林
 職員課主査

石橋 職員課主任主事

6. 提出資料

資料10 特別職と一般職

資料11 議会の長とその他執行機関等との関係 資料12 常勤特別職の職務と活動状況について

資料13-1 市川市議会について

資料13-2 議会の活動状況について

資料13-3 定例会の主な流れ

資料14 市議会議員の報酬について

資料15 政務活動費について

7. 委嘱辞令の交付

蛸島総務部長から前回欠席された委員に委嘱辞令が交付され、自己紹介が行われま した。

8. 会議概要

田口会長

只今より、第2回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。

初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、『会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。』とされていますので、出席者の確認をいたします。本日は、知久委員から欠席のご連絡を頂いています。

従いまして、委員定数15人の半数以上の委員に出席頂いていますので、会議は有効 に成立することを確認いたしました。

次に、会議公開等についてです。本日の議題については、後ほど事務局から説明がありますが、個人情報に該当するような資料や説明はないと事務局から聞いていますので、 非公開とする事項はありません。この場合、原則として会議は公開することとなっていますので、本日の会議は公開としたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

一 全員挙手 一

田口会長

ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開とします。なお、本日の傍聴者 はいませんのでご承知おきください。

田口会長

続きまして、会議次第の『2議事』に入ります。

審議対象である特別職の位置付けと職務内容について、理解して頂きたいと思っています。

始めに、議題の『(1) 特別職について』事務局に資料の説明を求めます。

事務局

(資料10により説明)

A委員

特別職の方は勤務しなかった場合でも、報酬の額は変わらないのでしょうか。

事務局

議員報酬、市長等の給料は月額で定められています。勤務時間という概念がありませんので、休暇や欠勤という考え方がありません。従って、お休みをされた場合でも報酬 月額や給料月額に変化が生じるものではありません。

B委員

給料の性質のところで、「特別職の給料等は職務の特殊性に応じて決定する」となっています。その決定をするためにこのような審議会を設置することについて、地方公務員法等で定められているのでしょうか。

事務局

地方公務員法等の法令によって特別職報酬等審議会の設置が定められているわけではありませんが、自治省の通知がございます。その通知では「特別職の報酬等を決定する際は、客観的な資料に基づき、第三者の意見を取り入れた上で、決定することが適切である」と明記されています。これに基づきまして当市では、条例で特別職報酬等審議会を設置しています。

田口会長

条例で審議会を設置している市町村は少ないということでしたか。

事務局

条例で特別職報酬等審議会を置いている自治体は数多くありますが、諮問機関として 市長から諮問を受けた場合にだけ答申するとしている審議会が一般的です。しかし、本 市の審議会は、市長からの諮問を待つことなく、常時、特別職の報酬等についてご審議 頂き、その審議結果として建議を頂くという特殊性があります。

瀧上副会長

事務局からの資料で、特別職と一般職の主な区分基準の対比表があります。

特別職は、職務の特殊性に応じて幾らの報酬を支払うことが適当ということで、生活 給的なものではありません。

一般職は、国及び他の地方公共団体や民間の給与等を考慮して決定するという均衡の原則のほか、社会一般の情勢に適応するという情勢適応の原則というものもあります。 このように一般職の給与は、情勢適応の原則と均衡の原則の2つに基づいて決まっています。

田口会長

次に、議題の『(2) 常勤特別職の職務と活動状況について』に移ります。事務局に説明を求めます。

事務局

(資料11・12により説明)

C委員

資料11の右下に記載されている、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定 資産評価員の4つの執行機関の職務内容をご説明ください。

事務局

選挙管理委員会は、地方公共団体の区域内で行われる選挙に関する事務とそれに関係 する事務を管理しています。

公平委員会は、市職員の勤務条件に関する措置の要求と職員に対する不利益処分である懲戒免職処分等に対する審査請求を審査し、必要な処置を講じます。

農業委員会は、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合、その他の農地に関する事務を執行しています。

固定資産評価員は、固定資産税に係る固定資産の評価の事務を執り行っております。

D委員

給与は、職務の特殊性に応じて決定するということですが、職務内容は、あまり大きく変わることはないと思います。ただ、この職務の特殊性に応じてとなったとき、どうしても「職務が変わらないのなら現状維持が良い。」という結論に、前回委員をやっていた際には至ってしまいました。もっといろんな面で検討するべきだったかと思います。この職務の特殊性についてですが、一般論としての解釈という意味合いでしょうか。それとも、法律や条例等で明文化されているのでしょうか。

事務局

職務の特殊性ですが、一般論として考えられる部分でございまして、法律や条例等で 明確には規定されてはいません。

D委員

ありがとうございます。この部分の解釈で結論が変わってくるかと思います。言葉に 引っ張られ過ぎずに、今後は総合的に考えていきたいと思います。

瀧上副会長

- 一般職と特別職の違いは、職務の特殊性ということです。
- 一般職の場合は生活給であり、いろいろな勤務実態において手当等が出ますが、特別職はそうではありません。仕事の性質に応じて、報酬はどの程度が適当かということで決めています。
- 一般職の公務員の場合には、労働基本権が制約されている関係で、人事院あるいは人 事委員会が、公正中立的な立場から給与水準や手当を決定しています。

特別職の場合は、それぞれの組織で透明性をもって公正に報酬を決定し、内容については全て公表する仕組みになっています。一般職の人事院や人事委員会とは別に、民意を反映する仕組みとして、この特別職報酬等審議会が置かれていることをご承知おきく

ださい。

A委員

先程、私が質問した欠席についてですが、一昨年当選した国会議員が在任1日で1月 分の歳費が支給されていることが明らかになりました。世論によって見直されましたが、 それと似たような場合はどうなのかと思い質問しました。民意で変わるものなのでしょ うか。

一般の市民からすれば、ほとんどの方は議会に出席して意見を言ったり調べたりする と思います。故意で出席しない人もいるかもしれないということです。そうした場合、 報酬を受け取れるのかという疑問をもちました。参議院でのことがあったので、意見を 言いました。

田口会長

ありがとうございます。今のご意見は、「本審議会の審議に関する意見ではない」と思う委員の方もいるかもしれませんが、最終的には市民に対して、どういう過程を経て審議がなされたのかを公表しますので、審議の中ではいろいろな意見を言って頂いた方が良いと思っています。

E委員

市議会では、議会に出席した時に、以前は日当が出ていましたが、その日当が廃止されたと思います。事務局からその辺りを教えていただけたらと思います。

事務局 (議事課長)

本市議会では、会議に出席した場合の費用弁償は、平成22年に廃止されています。 長い時間をかけて議員の間で議論されていました。ちょうどその頃、他の市議会でも同様の動きが広がったことから、議員発議で廃止された経緯があります。

田口会長

次に、議題の『(3) 議員の職務と活動状況について』に移ります。事務局に説明を求めます。

事務局

(資料13~15により説明)

C委員

資料15に実績が書いてありますが、充当率が約72.6%となっています。それ以外はどのように返されたのか、その取扱いの追加説明をお願いします。

事務局 (議事課長)

政務活動費は、半期毎の前払いで、最後に、こういう使い方をしたいというものを提出して頂いて、その時点で使い切っていない分は返納して頂いています。

田口会長

これまでの説明でもありましたが、審議対象は報酬であり、政務活動費は対象外です。 参考にお知らせしているということを認識してください。市から議員に支給される費用 の全体を説明していることを理解して頂いたと思っています。

田口会長

今回だけではなく、前回の審議会を含めて、質問あるいは意見等がありましたら、発 言して頂ければと思います。

F委員

現時点では特にありません。今後、何かありましたら伺いたいと思います。

G委員

資料12で常勤の監査委員は議員から市長が2名選ぶとなっています。その方に関しては、資料14の常勤監査委員の額に変更されるという理解で宜しいですか。

田口会長

常勤の監査委員は代表監査委員だけで、議員から選出される監査委員は含まれません。

H委員

特別職の報酬を決める中で、職務の特殊性をどのように考えるか検討していかなければならないと思います。

I 委員

監査委員は、4名で足りるのでしょうか。仕事内容が見えてこないので幾らが適切か判断しにくいかと思います。また、代表監査委員の給料はわかりましたが、それ以外の委員はどれくらいの額が出ているのでしょうか。

議員の監査委員は、議員報酬に加えていくらか手当が出ていると思いますが、通常の 議員活動をしながら出来る仕事なのか、その仕事内容を知りたいと思いました。

事務局

識見を有するものから選任された非常勤の監査委員の報酬月額は、113,100円です。また、議員から選任された委員の報酬月額につきましては61,500円です。

田口会長

監査委員で議員選出の場合は、当然、議員報酬に加えて支給されます。

I 委員

常勤の監査委員と非常勤の監査委員では、50万円位違うということですね。

事務局

常勤の監査委員の給料月額につきましては、621,000円ですので、ご指摘の通り50万円程度、識見を有する監査委員と差が設けられております。

I 委員

そうなると、すごく大変な差かと思います。その大変さが分かる資料があればと思います。

事務局

常勤監査委員の勤務状況は、我々とほぼ同様の勤務状況です。

非常勤の監査委員については、先程申し上げた、定期監査というものがありまして、 その監査のために、月1日程度出勤されている状況です。

常勤と非常勤の監査委員は、勤務状況に大きな差があることをご認識頂けたらと存じます。

J委員

特別職の報酬について、たとえば、物価スライド的な係数という考え方は、市川市の特別職の報酬を決める際に、取り入れられた経緯はありますか。また、スライド制を考えている市町村があるのか、その状況を教えて頂きたいです。

事務局

常勤特別職の給料月額等の決定にあたって、物価スライドを考慮しているかですが、 前回の会議ではご説明させて頂きましたが、特別職の給料を決定するにあたっての視点 が、自治省の通知で明確に示されています。地方公共団体における特別職の職員に関し て、ここ数年来の給与体系の改定の経緯、地方公共団体の一般職の職員の給与の取扱い、 もしくは、他の地方自治体との均衡といったものが、主な視点となっています。

他市の状況ですが、本市と同様、この自治省の通知に基づいて審議会を設けて決定しているものと思われます。

従いまして、物価スライドに対応して単純に決定することは無いと認識しています。

J 委員

市町村ごとで決められる特別職の報酬額については、自治省の考え方が基準となって

おり、全国的に右倣えという形を崩せないままです。フレキシブルな数値で市民が納得し、市民の生活状況と乖離、格差がある報酬が支払われることが無いように、と私は考えています。市議会の決議、あるいは本審議会で提案して市議会に提案されて決議されるという道筋はあるのでしょうか。

事務局

本審議会から建議された場合、市長としては建議を尊重して、市議会に報酬等の改定 条例案を提案することになります。市議会としても、本審議会で決定された建議に基づ いて提案された条例案は、それを尊重して審議するとされています。簡単に申し上げま すと、この審議会の建議については、市長も市議会も尊重することとされています。

田口会長

当然、この審議会の存在意義があります。そこで言ったことが、無視されることはあり得ないことです。

T委員

この審議会で直接該当する問題ではないと思いますが、資料の教育長について教えて頂きたいことがあります。おそらく市川市の教育長は、学校の教頭から校長になられた方の中から選ばれることが大半だと思います。しかし、全国的に最近は教育長の公選も時々見受けられます。年齢的にも若い方、あるいは、会社経営の実務を経験している等、学校経営の部分に重点を置いた人がなられる場合が多いです。

市川市の教育長を人選する際は、校長、あるいは、学校教育関係に携わっている人、 という規定はあるのでしょうか。

事務局

教育長を人選する要件は、人格が高潔で教育行政に関し識見を有するもの、ということだけが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で明確に規定されています。教員から選任しなければならないという基準は一切ございません。

田口会長

審議対象外ということはご認識の上でのご質問と思います。私も、市川市とは違う自 治体で、全然違う所から教育長になった人を知っています。それがどうなのかというご 意見だと思います。

K委員

資料15の政務活動費について質問させて頂いて良いでしょうか。対象経費は具体的に書かれていますが、その活動に充てる経費は次の通りと書かれています。また、それ以外の活動経費に充てることが出来ないものも書かれています。

議員が議長に届け出ると、年度末にまとめて収支報告書を提出し、残金がある時は、 市長に対し返還しなければなりません。

政務活動費として支出してはならない経費として、「(1)交際費又はこれに類する経費」とあります。具体的には香典ですが、以前は、香典には使ってはいけないということを県議会議員に聞いたことがありますが、市川市の市議会議員はどうなっていますか。

また、使える対象経費と使ってはならない経費の区分は議長がチェックされているのですか。

事務局 (議事課長)

本市では政務活動費の本質的な性格としては、市長から議員に対して支給される補助 金という整理をしています。その中で議長は、議員、会派から市長に提出される書類を、 議会の代表者、責任者としてチェックするという役目があります。

議長は、議員が自ら定めた条例、規則や運用手引きに抵触する可能性があるものついては、市長に出す前に議会の中で、確認を行います。議長に一旦、各種書類が集まって来ます。

最近あったものでは、政務活動費で、議員としての活動、市政報告、議会報告をチラシにして配布するとういものが上がって来た時ですが、そのチラシの中に、議会活動とは関係ない写真や絵が入っていました。これに対して、政務活動費として支出するのはいかがなものか、ということで、議長から議員に、考え直すように、ということを指摘したことがありました。結果としては、その議員から、チラシについての印刷費等は支出しない、として頂いたことがあります。議長はそういった役目も持っています。

K委員

香典のことは、どうなのでしょうか。

事務局 (議事課長)

政務活動費という観点でご説明いたしますと、交際費というものは議員が議会で、例えば、市長に対して施策を求めたり、疑義を正したり、自ら様々な議案として議員が自ら提案するためには、必要な支出ではないと思われます。そこで、この資料の中で、交際費は、政務に関係ないから充ててはいけませんと注意的に記載されています。

ご指摘の一般的な交際費、例えば、礼状や香典は公職選挙法の話になってきますので、 政務活動費の中では、管理はしていないのが実情です。

議員が、議会での活動や本会議での活動ではないところでどのような事をされているか、事務局や議長は、全く把握も関知も管理もしていません。香典やその他政務活動費にあたらないものに政務活動費を充てようとした時は、議会の中でチェックが働きますが、議員がその枠の外ですることについては、事務局や議長は関知も管理もしていませ

 λ_{\circ}

K委員

領収書として提出されたときに、そういう記載があった場合はチェックできると思います。 香典については認められないということですね。

事務局 (議事課長)

ご指摘の通りです。先程のチラシの例で申し上げたような段取りで、チェックをする こととなります。

A委員

政務活動費を支出してはならないという項目が資料にあります。領収書は必ず添付するのは良いですが、その棲み分けが難しいと思いました。特に選挙活動に要する経費等です。

例えは、何か印刷するにしても知り合いの印刷屋さんに頼むということもあります。 また、会議をするにしても知り合いの場所で会議をするとなった場合にはどうなります か。そのところが選挙活動費に関わってしまうのではないかということです。政務活動 と選挙活動の棲み分けは議会で行っているのかなと疑問を持ちました。

事務局 (議事課長)

議員の政務活動費に関する実務は議会事務局庶務課が所管しています。庶務課では、各会派に担当者を付けています。政務活動費を支出する場合、事前に担当者に相談が来ます。例えば、ご指摘があったような印刷や、さまざまな経費を出しても大丈夫かという相談です。その場合、事務局は判断をするというよりも、議員の方で構成される各派代表者会議で決めて頂いた運用手引きによると適用はどうなるか、というようなご助言をいたします。

政務活動費の支出に関してはWeb上で公開しますが、そこで、おかしいと指摘を受けるのは、最終的には議員一人一人になります。事務局では立場上、断定的なことは申し上げられません。議長とも相談した上で、住民監査請求を受ける可能性もありますが、それでも支出しますか、というご助言をいたします。

議員がそれでも、自分の政治的な責任でこれを充てる、とおっしゃる場合がありますが、そういう場合はそのまま市長に政務活動費収支報告書が提出されます。

議長からは市長に対しては、「ルール上、一式の書類を送りますが、これについては 疑義がある。」ということを、内々に申し送られることがあると聞いています。

実際に、そこで市長から「これは反しているから、市長としては補助金の交付を認めない。」という例が過去に1、2件ありました。

そこで歯止めが掛からなければ、最終的に公表された結果、住民監査請求や、オンブ ズマンに注目されてマスコミに取り上げられる可能性があります。それらのリスクを負 って、議員の皆様が自らの責任で行うことまでは管理できませんので、お任せしています。

L委員

この審議会への意見ではないのですが、教えて頂きたいことがあります。資料11の 説明で副市長は条例では2名以内ですが、今現在2名ということでした。昨年度までの 1名がもう1名増えたとのことです。どういう人が副市長になられたのでしょうか。また、副市長2名体制時の事務分担をお知らせください。

事務局

7月18日に、それまでの1人体制から2人体制に変更させて頂いています。今回選任されました副市長は、総務省のご出身です。事務分担は、規則で明確に定められており、私共の総務部等は、以前から就任している松丸副市長。新たに就任された副市長は、企画部、財政部、管財部、市民部、環境部等で部毎に事務分掌を区分けしています。

田口会長

ありがとうございます。以上を持ちまして、第2回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。

一 閉会 一

市川市特別職報酬等審議会 会長